

たのしいでんき プラン別説明書

# 市場連動 どうりょくプラン

2026年4月13日実施

HTB エナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書  
[市場連動どうりょくプラン]

目 次

1	契約種別 .....	4
2	市場連動どうりょくプラン .....	5
3	本説明書の変更および廃止 .....	6

たのしいでんきプラン別説明書 市場連動どうりょくプラン（以下、「本プラン」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、低圧電力をご使用の法人もしくは個人事業主のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2026年4月13日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

## たのしいでんき 料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

### 1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	契約種別	
電力需要	市場連動どうりよくプラン 北海道	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 東北	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 東京	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 中部	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 北陸	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 関西	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 中国	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 四国	低圧電力
	市場連動どうりよくプラン 九州	低圧電力

## 2 市場連動どうりょくプラン

低圧電力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) 市場連動どうりょくプラン

#### イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が原則とし 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### ニ. 契約電力

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものとします。)に次の係数を乗じてえた値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

- ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)  
なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- ② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

#### ホ. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

##### (イ) 基本料金

基本料金は、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金の基本料金(動力標準接続送電サービスに係るもの。消費税等相当額を含みます。)と同額とします。  
なお、基本料金の改定が行われた場合には、改定後の単価を適用します。

##### (ロ) 電力量料金

- a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。
- b.  $\text{使用電力量} \times (\text{託送従量単価}(\times 1) + \text{需給管理手数料}(\times 2))$

※1「託送従量単価」とは、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金の従量料金(動力標準接続送電サービスに係るもの。消費税等相当額を含みます。)をいいます。

なお、託送料金の改定が行われた場合には、改定後の単価を適用します。

※2「需給管理手数料」とは、当社が定める、電力を安定的に供給し、これを管理するために要する費用相当額(消費税等相当額を含む)をいいます。

当該単価は、1kWh あたり 4.4 円とします。

##### (ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

- a.  $30 \text{ 分コマ}(\times 3) \text{ ごとの使用電力量} \times \text{各 } 30 \text{ 分コマに対応するエリアプライス}(\times 4) \div (1 - \text{損失率}(\times 5)) \times (1 + \text{消費税率})$

- b.  $\text{使用電力量} \times \text{一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)} \text{ が定める約定量 } 1\text{kWh} \text{ あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)}(\times 6) \div (1 - \text{損失率}(\times 5)) \times (1 + \text{消費税率})$

※3:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。

※4:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、各エリアの一般送配電事業者(北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式

会社, 北陸電力送配電株式会社, 関西電力送配電株式会社, 中国電力ネットワーク株式会社, 四国電力送配電株式会社, 九州電力送配電株式会社)の供給区域に対応する30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。なお, エリアプライスはJEPXのウェブサイト等でご確認いただけます。

※5:「損失率」とは, 各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※6:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には, N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

ハ. その他

力率割引は適用されません。

変圧器, 発電設備等を介して, 電灯または小型機器を使用することはできません。

### 3 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は, 本説明書を変更する場合には, たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は, 本説明書を廃止することがあります。この場合, 当社は60日以上前に, 廃止のお知らせおよび廃止日を当社WEBサイトに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない, 当社がお客さまに対し, 供給条件の説明, 契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は, たのしいでんき約款 2の2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う, 各種賠償等には応じないものとします。